

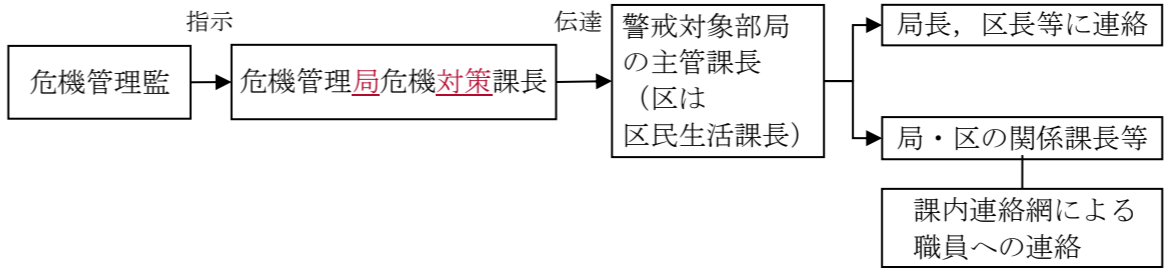
仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-4

旧頁	旧	新	備考																																												
<p>P7 第1章 第5節 仙台市の概況と災害想定</p>	<p>1. 仙台市の概況</p> <p>(1) 地理的位置</p> <p>本市は、東北地方中部太平洋岸、県の中部に位置し、東西 50.58km、南北 31.20km、面積は 785.85km² であり、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷市、大和町および色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市及び山形市といった 12 の市や町と隣接している。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 人口動向</p> <p>ア 本市の人口</p> <p>平成 28年 12月 1 日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は 1,059千人である。そのうち、災害時要援護者となる可能性のある 5 歳未満の乳幼児は 4.3%、65 歳以上の高齢者は 22.4%となっている。また、外国人住民人口は、12,157人となっている。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表 1.5-3 仙台市の人口</p> <table border="1" data-bbox="528 978 1234 1436"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数・割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 (H28)</td> <td>1,059千人</td> </tr> <tr> <td>5 歳未満</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>5～19 歳</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>20～39 歳</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>40～64 歳</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上</td> <td>22.4%</td> </tr> <tr> <td>外国人住民</td> <td>12,157 人</td> </tr> <tr> <td>女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)</td> <td>65,634 人</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>63,595 人</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>2,039 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所) 人口総数、外国人住民人口は平成 28 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳人口、年齢別人口は平成 28 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口。 女川原発からの 50km 圏内の人口は平成 17 年国勢調査に基づく原子力規制委員会作成資料。</p> <p>イ 市外からの来訪者数等</p> <p>本市の昼夜間人口比率は 106.1%であり、市外からの就業者が 105,503 人、市外からの通学者が 23,324 人と多くの来訪者がいる。さらに、年間で 2 千万人程度の観光客が本市を訪れており、三大まつり（仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、SENDAI 光のページェント）は合計で 5.5百万人程度の人出数がある。</p> <p>防災対策を行う上で、これらの来訪者を考慮する必要がある。</p> <p>(中略)</p>	項目	数・割合	人口 (H28)	1,059 千人	5 歳未満	4.3 %	5～19 歳	13.3 %	20～39 歳	26.0 %	40～64 歳	34.1 %	65 歳以上	22.4 %	外国人住民	12,157 人	女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)	65,634 人	宮城野区	63,595 人	若林区	2,039 人	<p>1. 仙台市の概況</p> <p>(1) 地理的位置</p> <p>本市は、東北地方中部太平洋岸、県の中部に位置し、東西 50.58km、南北 31.20km、面積は <u>786.35</u>km² であり、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷市、大和町および色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市及び山形市といった 12 の市や町と隣接している。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 人口動向</p> <p>ア 本市の人口</p> <p><u>令和 2</u>年 <u>10</u>月 1 日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は <u>1,065</u>千人である。そのうち、災害時要援護者となる可能性のある 5 歳未満の乳幼児は <u>3.9</u>%、65 歳以上の高齢者は <u>24.2</u>%となっている。また、外国人住民人口は、<u>13,233</u>人となっている。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表 1.5-3 仙台市の人口</p> <table border="1" data-bbox="1679 978 2386 1436"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数・割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 (R2)</td> <td><u>1,065</u>千人</td> </tr> <tr> <td>5 歳未満</td> <td><u>3.9</u>%</td> </tr> <tr> <td>5～19 歳</td> <td><u>13.0</u>%</td> </tr> <tr> <td>20～39 歳</td> <td><u>24.5</u>%</td> </tr> <tr> <td>40～64 歳</td> <td><u>34.4</u>%</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上</td> <td><u>24.2</u>%</td> </tr> <tr> <td>外国人住民</td> <td><u>13,233</u>人</td> </tr> <tr> <td>女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)</td> <td>65,634 人</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>63,595 人</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>2,039 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所) 人口は<u>令和 2</u>年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口。 女川原発からの 50km 圏内の人口は平成 17 年国勢調査に基づく原子力規制委員会作成資料。</p> <p>イ 市外からの来訪者数等</p> <p>本市の昼夜間人口比率は 106.1%であり、市外からの就業者が 105,503 人、市外からの通学者が 23,324 人と多くの来訪者がいる。さらに、<u>観光客入込数は年間で 2 千万人程度であり</u>の観光客が本市を訪れており、三大まつり（仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、SENDAI 光のページェント）は合計で <u>6</u>百万人程度の人出数がある。</p> <p>防災対策を行う上で、これらの来訪者を考慮する必要がある。</p> <p>(中略)</p>	項目	数・割合	人口 (R2)	<u>1,065</u> 千人	5 歳未満	<u>3.9</u> %	5～19 歳	<u>13.0</u> %	20～39 歳	<u>24.5</u> %	40～64 歳	<u>34.4</u> %	65 歳以上	<u>24.2</u> %	外国人住民	<u>13,233</u> 人	女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)	65,634 人	宮城野区	63,595 人	若林区	2,039 人	<p>令和元年 10 月 1 日時点での市域面積に修正</p> <p>時点修正</p> <p>表現の修正</p> <p>時点修正</p>
項目	数・割合																																														
人口 (H28)	1,059 千人																																														
5 歳未満	4.3 %																																														
5～19 歳	13.3 %																																														
20～39 歳	26.0 %																																														
40～64 歳	34.1 %																																														
65 歳以上	22.4 %																																														
外国人住民	12,157 人																																														
女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)	65,634 人																																														
宮城野区	63,595 人																																														
若林区	2,039 人																																														
項目	数・割合																																														
人口 (R2)	<u>1,065</u> 千人																																														
5 歳未満	<u>3.9</u> %																																														
5～19 歳	<u>13.0</u> %																																														
20～39 歳	<u>24.5</u> %																																														
40～64 歳	<u>34.4</u> %																																														
65 歳以上	<u>24.2</u> %																																														
外国人住民	<u>13,233</u> 人																																														
女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)	65,634 人																																														
宮城野区	63,595 人																																														
若林区	2,039 人																																														

旧頁	旧	新	備考																																		
	<p>表 1.5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数（平成29年）</p> <table border="1" data-bbox="528 254 1234 464"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>22,002千人</td> </tr> <tr> <td>SENDAI光のページェント</td> <td>2,810千人</td> </tr> <tr> <td>仙台七夕まつり</td> <td>1,786千人</td> </tr> <tr> <td>仙台・青葉まつり</td> <td>971千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所) 仙台市文化観光局観光課資料</p>	項目	数	観光客	22,002千人	SENDAI光のページェント	2,810千人	仙台七夕まつり	1,786千人	仙台・青葉まつり	971千人	<p>表 1.5-5 仙台市への観光客と三大まつりの人出数（令和元年）</p> <table border="1" data-bbox="1685 254 2392 464"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客入込数</td> <td>21,811千人</td> </tr> <tr> <td>SENDAI光のページェント</td> <td>2,850千人</td> </tr> <tr> <td>仙台七夕まつり</td> <td>2,249千人</td> </tr> <tr> <td>仙台・青葉まつり</td> <td>972千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所) 仙台市文化観光局観光課資料</p>	項目	数	観光客入込数	21,811千人	SENDAI光のページェント	2,850千人	仙台七夕まつり	2,249千人	仙台・青葉まつり	972千人	<p>時点修正</p>														
項目	数																																				
観光客	22,002千人																																				
SENDAI光のページェント	2,810千人																																				
仙台七夕まつり	1,786千人																																				
仙台・青葉まつり	971千人																																				
項目	数																																				
観光客入込数	21,811千人																																				
SENDAI光のページェント	2,850千人																																				
仙台七夕まつり	2,249千人																																				
仙台・青葉まつり	972千人																																				
<p>P23 第1章 第8節 市の活動体制</p>	<p>1. 災害活動体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報連絡体制の強化</p> <p>警戒事態が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。</p> <p>なお、危機管理監不在時は、危機管理室長、危機管理室参事及び総務局総務部長（災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。</p> <p>対象部局</p> <table border="1" data-bbox="439 940 1457 1052"> <tr> <td>原子力災害対策</td> <td>危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。</p> <p>(3) 災害警戒本部体制</p> <p>(中略)</p> <p>イ 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="439 1297 1457 1409"> <tr> <td>原子力災害対策</td> <td>危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。</p> <p>ウ 警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="439 1539 1457 1724"> <tr> <td>警戒本部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> <td>危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td>警戒部長</td> <td>危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、危機管理室減災推進課長、総務局広報課長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="439 1776 961 1921"> <tr> <td>区警戒本部長</td> <td>まちづくり推進部長</td> </tr> <tr> <td>区警戒副本部長</td> <td>区民部長</td> </tr> <tr> <td>区警戒部長</td> <td>区民生活課長 総務課長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1032 1776 1457 1921"> <tr> <td>警戒対象部局関係課長</td> </tr> </table>	原子力災害対策	危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区	原子力災害対策	危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区	警戒本部長	危機管理監	警戒副本部長	危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長	警戒部長	危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、危機管理室減災推進課長、総務局広報課長	区警戒本部長	まちづくり推進部長	区警戒副本部長	区民部長	区警戒部長	区民生活課長 総務課長	警戒対象部局関係課長	<p>1. 災害活動体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報連絡体制の強化</p> <p>警戒事態が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。</p> <p>なお、危機管理監不在時は、危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事及び総務局総務部長（災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。</p> <p>対象部局</p> <table border="1" data-bbox="1596 982 2614 1094"> <tr> <td>原子力災害対策</td> <td>危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。</p> <p>(3) 災害警戒本部体制</p> <p>(中略)</p> <p>イ 警戒対象部局</p> <table border="1" data-bbox="1596 1297 2614 1409"> <tr> <td>原子力災害対策</td> <td>危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区</td> </tr> </table> <p>* 危機管理監は、災害の状況に応じ対象部局を追加又は減少することができる。</p> <p>ウ 警戒本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1596 1539 2614 1755"> <tr> <td>警戒本部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>警戒副本部長</td> <td>危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事、総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td>警戒部長</td> <td>危機管理局危機管理課長、危機管理局危機対策課長、危機管理局防災計画課長、危機管理局減災推進課長、総務局広報課長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1596 1808 2119 1921"> <tr> <td>区警戒本部長</td> <td>まちづくり推進部長</td> </tr> <tr> <td>区警戒副本部長</td> <td>区民部長</td> </tr> <tr> <td>区警戒部長</td> <td>区民生活課長</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="2190 1808 2614 1921"> <tr> <td>警戒対象部局関係課長</td> </tr> </table>	原子力災害対策	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区	原子力災害対策	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区	警戒本部長	危機管理監	警戒副本部長	危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事、総務局総務部長	警戒部長	危機管理局危機管理課長、危機管理局危機対策課長、危機管理局防災計画課長、危機管理局減災推進課長、総務局広報課長	区警戒本部長	まちづくり推進部長	区警戒副本部長	区民部長	区警戒部長	区民生活課長	警戒対象部局関係課長	<p>組織改正を反映</p>
原子力災害対策	危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区																																				
原子力災害対策	危機管理室、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区																																				
警戒本部長	危機管理監																																				
警戒副本部長	危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長																																				
警戒部長	危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、危機管理室減災推進課長、総務局広報課長																																				
区警戒本部長	まちづくり推進部長																																				
区警戒副本部長	区民部長																																				
区警戒部長	区民生活課長 総務課長																																				
警戒対象部局関係課長																																					
原子力災害対策	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区																																				
原子力災害対策	危機管理局、総務局、市民局、健康福祉局、子供未来局、環境局、経済局、文化観光局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、各区																																				
警戒本部長	危機管理監																																				
警戒副本部長	危機管理局次長、危機管理局危機管理部長、危機管理局防災・減災部長、危機管理局参事、総務局総務部長																																				
警戒部長	危機管理局危機管理課長、危機管理局危機対策課長、危機管理局防災計画課長、危機管理局減災推進課長、総務局広報課長																																				
区警戒本部長	まちづくり推進部長																																				
区警戒副本部長	区民部長																																				
区警戒部長	区民生活課長																																				
警戒対象部局関係課長																																					

旧頁	旧	新	備考																
	<div data-bbox="433 212 1427 264" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">まちづくり推進課長</div> <p style="text-align: center;">図 1.8-1 警戒本部の組織</p> <p>エ ～ オ 略</p> <p>カ 警戒本部の組織</p> <p>警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課、危機管理室防災計画課、危機管理室減災推進課、総務局広報課、及び消防局指令課が行う。</p> <p>キ ～ コ 略</p> <p>(4) 災害対策本部体制</p> <p>ア ～ オ 略</p> <p>カ 災害対策本部事務局</p> <p>① 構成</p> <p>災害対策本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1.8-3 災害対策本部事務局の構成</p> <table border="1" data-bbox="522 1010 1457 1314"> <tr> <td>事務局長</td> <td>危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理室参事 総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td>事務局総括</td> <td>危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長 危機管理室防災計画課長 総務局広報課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 消防局指令課員 危機管理室防災計画課員 総務局広報課員 指定動員職員</td> </tr> </table> <p>② 略</p> <p>③ 局・区等の情報連絡員の派遣</p> <p>各局長及び区長は、あらかじめ係長相当職にある者のうちから3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災害対策本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。</p> <p>④ ～ ⑤ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 区災害対策本部</p> <p>① ～ ⑤ 略</p>	事務局長	危機管理 室 長	事務局次長	危機管理 室 参事 総務局総務部長	事務局総括	危機管理 室 危機管理課長 危機管理 室 減災推進課長 危機管理 室 防災計画課長 総務局広報課長	事務局員	危機管理 室 危機管理課員 危機管理 室 減災推進課員 消防局指令課員 危機管理 室 防災計画課員 総務局広報課員 指定動員職員	<div data-bbox="1590 212 2585 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">総務課長 まちづくり推進課長</div> <p style="text-align: center;">図 1.8-1 警戒本部の組織</p> <p>エ ～ オ 略</p> <p>カ 警戒本部の組織</p> <p>警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課、<u>危機管理局危機対策課</u>、危機管理室防災計画課、危機管理室減災推進課、総務局広報課、及び消防局指令課が行う。</p> <p>キ ～ コ 略</p> <p>(4) 災害対策本部体制</p> <p>ア ～ オ 略</p> <p>カ 災害対策本部事務局</p> <p>① 構成</p> <p>災害対策本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1.8-3 災害対策本部事務局の構成</p> <table border="1" data-bbox="1679 1010 2614 1377"> <tr> <td>事務局長</td> <td>危機管理室危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td><u>危機管理局防災・減災部長</u> 総務局総務部長 危機管理室参事</td> </tr> <tr> <td>事務局総括</td> <td><u>危機管理局危機対策課長</u> 危機管理室危機管理課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td><u>危機管理局防災計画課長</u> <u>総務局広報課長</u> 危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 消防局指令課員 <u>危機管理局減災推進課長</u> <u>危機管理局危機対策課員</u> 危機管理室防災計画課員 総務局広報課員</td> </tr> </table> <p>② 略</p> <p>③ 局・区等の情報連絡員の派遣</p> <p>各局長及び区長は、あらかじめ3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災害対策本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。</p> <p>④ ～ ⑤ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 区災害対策本部</p> <p>① ～ ⑤ 略</p>	事務局長	危機管理 室 危機管理部長	事務局次長	<u>危機管理局防災・減災部長</u> 総務局総務部長 危機管理 室 参事	事務局総括	<u>危機管理局危機対策課長</u> 危機管理 室 危機管理課長	事務局員	<u>危機管理局防災計画課長</u> <u>総務局広報課長</u> 危機管理 室 危機管理課員 危機管理 室 減災推進課員 消防局指令課員 <u>危機管理局減災推進課長</u> <u>危機管理局危機対策課員</u> 危機管理 室 防災計画課員 総務局広報課員	<p>組織改正を反映</p> <p>仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領に整合</p> <p>職位の削除</p>
事務局長	危機管理 室 長																		
事務局次長	危機管理 室 参事 総務局総務部長																		
事務局総括	危機管理 室 危機管理課長 危機管理 室 減災推進課長 危機管理 室 防災計画課長 総務局広報課長																		
事務局員	危機管理 室 危機管理課員 危機管理 室 減災推進課員 消防局指令課員 危機管理 室 防災計画課員 総務局広報課員 指定動員職員																		
事務局長	危機管理 室 危機管理部長																		
事務局次長	<u>危機管理局防災・減災部長</u> 総務局総務部長 危機管理 室 参事																		
事務局総括	<u>危機管理局危機対策課長</u> 危機管理 室 危機管理課長																		
事務局員	<u>危機管理局防災計画課長</u> <u>総務局広報課長</u> 危機管理 室 危機管理課員 危機管理 室 減災推進課員 消防局指令課員 <u>危機管理局減災推進課長</u> <u>危機管理局危機対策課員</u> 危機管理 室 防災計画課員 総務局広報課員																		

旧頁	旧	新	備考																
	<p>⑥ 区本部事務局</p> <p>a. 構成</p> <p>区本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1.8-5 区本部事務局の構成</p> <table border="1" data-bbox="522 443 1457 646"> <tr> <td>事務局 長</td> <td>まちづくり推進部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>区民部長</td> </tr> <tr> <td>事務局総括</td> <td>区民生活課長，総務課長，まちづくり推進課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 指定動員職員</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	事務局 長	まちづくり推進部長	事務局次長	区民部長	事務局総括	区民生活課長，総務課長，まちづくり推進課長	事務局員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 指定動員職員	<p>⑥ 区本部事務局</p> <p>a. 構成</p> <p>区本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1.8-5 区本部事務局の構成</p> <table border="1" data-bbox="1679 443 2614 646"> <tr> <td>事務局 長</td> <td>まちづくり推進部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>区民部長</td> </tr> <tr> <td>事務局総括</td> <td>区民生活課長，総務課長，まちづくり推進課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	事務局 長	まちづくり推進部長	事務局次長	区民部長	事務局総括	区民生活課長，総務課長，まちづくり推進課長	事務局員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員	<p>仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領に整合</p>
事務局 長	まちづくり推進部長																		
事務局次長	区民部長																		
事務局総括	区民生活課長，総務課長，まちづくり推進課長																		
事務局員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 指定動員職員																		
事務局 長	まちづくり推進部長																		
事務局次長	区民部長																		
事務局総括	区民生活課長，総務課長，まちづくり推進課長																		
事務局員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員																		
<p>P32 第1章 第8節 市の活動体制</p>	<p>2. 職員の配備・動員計画 (中略)</p> <p>(1) 配備計画</p> <p>配備計画は、警戒配備及び非常配備から構成する。</p> <p>ア 警戒配備等 (中略)</p> <p>① 略</p> <p>② 警戒配備の伝達</p> <p>警戒配備は、危機管理室危機管理課長から警戒対象部局の主管課長，区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>a. 伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。 職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。 <p>b. 伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;">図 1.8-3 警戒配備の伝達系統図</p>	<p>2. 職員の配備・動員計画 (中略)</p> <p>(1) 配備計画</p> <p>配備計画は、警戒配備及び非常配備から構成する。</p> <p>ア 警戒配備等 (中略)</p> <p>① 略</p> <p>② 警戒配備の伝達</p> <p>警戒配備は、危機管理局危機対策課長から警戒対象部局の主管課長，区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>a. 伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。 職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。 <p>b. 伝達系統図</p>  <p style="text-align: center;">図 1.8-3 警戒配備の伝達系統図</p>	<p>組織改正を反映</p>																

旧頁	旧	新	備考												
	<p>③ 略</p> <p>④ 情報連絡体制の強化</p> <p>情報連絡体制の強化の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理室減災推進課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>③ 略</p> <p>④ 情報連絡体制の強化</p> <p>情報連絡体制の強化の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>(以下略)</p>	組織改正を反映												
<p>P37</p> <p>第1章</p> <p>第8節 市の活動体制</p>	<p>3. 各局区事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="329 657 1427 1150"> <thead> <tr> <th>関係局区等</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各局区共通</td> <td> 1 情報の収集と連絡体制に関すること 2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること 4 知識普及・啓発，防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること 6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及び庁内の情報の共有化に関すること </td> </tr> <tr> <td>危機管理担当部局 (危機管理室危機管理課・防災計画課・減災推進課，総務局広報課)</td> <td> 1 市本部等の設置，運営に関すること 2 原子力災害対策（9つの施策パッケージ）の総括，実施に係る総合調整に関すること 3 他の機関との連絡調整に関すること 4 市からの情報発信に関すること（報道機関との連絡調整，対策に係る情報の発表及び発表に係る総合調整を含む） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	関係局区等	事務又は業務	各局区共通	1 情報の収集と連絡体制に関すること 2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること 4 知識普及・啓発，防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること 6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及び庁内の情報の共有化に関すること	危機管理担当部局 (危機管理室危機管理課・防災計画課・減災推進課，総務局広報課)	1 市本部等の設置，運営に関すること 2 原子力災害対策（9つの施策パッケージ）の総括，実施に係る総合調整に関すること 3 他の機関との連絡調整に関すること 4 市からの情報発信に関すること（報道機関との連絡調整，対策に係る情報の発表及び発表に係る総合調整を含む）	<p>3. 各局区事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1486 657 2585 1150"> <thead> <tr> <th>関係局区等</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各局区共通</td> <td> 1 情報の収集と連絡体制に関すること 2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること 4 知識普及・啓発，防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること 6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及び庁内の情報の共有化に関すること </td> </tr> <tr> <td>危機管理担当部局 (危機管理局危機管理課・危機対策課・防災計画課・減災推進課，総務局広報課)</td> <td> 1 市本部等の設置，運営に関すること 2 原子力災害対策（9つの施策パッケージ）の総括，実施に係る総合調整に関すること 3 他の機関との連絡調整に関すること 4 市からの情報発信に関すること（報道機関との連絡調整，対策に係る情報の発表及び発表に係る総合調整を含む） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	関係局区等	事務又は業務	各局区共通	1 情報の収集と連絡体制に関すること 2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること 4 知識普及・啓発，防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること 6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及び庁内の情報の共有化に関すること	危機管理担当部局 (危機管理局危機管理課・危機対策課・防災計画課・減災推進課，総務局広報課)	1 市本部等の設置，運営に関すること 2 原子力災害対策（9つの施策パッケージ）の総括，実施に係る総合調整に関すること 3 他の機関との連絡調整に関すること 4 市からの情報発信に関すること（報道機関との連絡調整，対策に係る情報の発表及び発表に係る総合調整を含む）	組織改正を反映
関係局区等	事務又は業務														
各局区共通	1 情報の収集と連絡体制に関すること 2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること 4 知識普及・啓発，防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること 6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及び庁内の情報の共有化に関すること														
危機管理担当部局 (危機管理室危機管理課・防災計画課・減災推進課，総務局広報課)	1 市本部等の設置，運営に関すること 2 原子力災害対策（9つの施策パッケージ）の総括，実施に係る総合調整に関すること 3 他の機関との連絡調整に関すること 4 市からの情報発信に関すること（報道機関との連絡調整，対策に係る情報の発表及び発表に係る総合調整を含む）														
関係局区等	事務又は業務														
各局区共通	1 情報の収集と連絡体制に関すること 2 市からの情報発信に関すること 3 所管施設の空間放射線量の計測及び除染に関すること 4 知識普及・啓発，防災訓練に関すること 5 資材調達・備蓄・ロジスティクスに関すること 6 所管業務にかかる国等からの原子力災害対策に関する情報の収集及び庁内の情報の共有化に関すること														
危機管理担当部局 (危機管理局危機管理課・危機対策課・防災計画課・減災推進課，総務局広報課)	1 市本部等の設置，運営に関すること 2 原子力災害対策（9つの施策パッケージ）の総括，実施に係る総合調整に関すること 3 他の機関との連絡調整に関すること 4 市からの情報発信に関すること（報道機関との連絡調整，対策に係る情報の発表及び発表に係る総合調整を含む）														
<p>P40</p> <p>第2章</p> <p>第1節 情報収集と連絡体制</p>	<p>1. 平常時の備え</p> <p>(1) 情報収集体制の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 移動通信系の活用体制の整備</p> <p>市は，関係機関と連携し移動系防災無線，携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に努める。</p>	<p>1. 平常時の備え</p> <p>(1) 情報収集体制の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 移動通信系の活用体制の整備</p> <p>市は，関係機関と連携し防災行政用無線(デジタル移動通信系及びIP系)，携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に努める。</p>	IP系無線の整備・運用開始に伴う修正												